

議員提出議案等 － 令和８年９月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第８号	作木町および周辺地域におけるクマの出没に伴う市民の生命・身体 の安全確保と梨被害に対する支援強化に関する緊急決議（案）	可決	９月14日
発議第９号	核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意 見書（案）	可決	９月25日
発議第１０号	三次市作木町等におけるクマ被害対策への重点的支援及び対策強化 を求める意見書（案）	可決	９月25日
発議第１１号	公立小中学校の体育館等への空調設備の整備促進を求める意見書 （案）	可決	９月25日
発議第１２号	持続可能な公共交通、教育に係る保護者負担の軽減に対する地方財 政確保を求める意見書（案）	可決	９月25日
発議第１３号	米価の急激な下落への対策と持続可能な米生産を求める意見書 （案）	可決	９月25日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 9 月 1 4 日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 穴 戸 稔

〃 伊 藤 芳 則

〃 重 信 好 範

〃 藤 岡 一 弘

〃 月 橋 寿 文

〃 國 重 清 隆

〃 片 岡 宏 文

作木町および周辺地域におけるクマの出没に伴う市民の生命
・身体 of 安全確保と梨被害に対する支援強化に関する緊急決
議（案）の提出について

三次市議会会議規則第 1 4 条の規定により、上記決議（案）を次のとおり提出する。

発議第8号

作木町および周辺地域におけるクマの出没に伴う市民の生命
・身体 の安全確保と梨被害に対する支援強化に関する緊急決
議（案）

近年、大型野生鳥獣の居住区への侵入は、住民の平穏な暮らしを脅かすだけでなく、生命・身体を直接的な危険にさらす極めて深刻な課題となっている。

本市の作木町でも、従来の傾向とは明らかに異なり、クマによる梨の被害や樹木の損壊が多発している。これは、生産者に甚大な経済的損失を与えるだけでなく、営農継続の意欲を著しく低下させ、果樹産地の維持・存続を揺るがす事態である。また、こうした被害の頻発は、人里への出没が常態化している明白な証左にはほかならない。クマの行動圏拡大に伴う脅威は、すでに市民の眼前に迫っており、一步間違えれば人命に関わる重大な事故がいつ発生してもおかしくない危機的状況にある。そのため、これまでの農林水産業への被害対策という枠組みを超え、「人命最優先」の観点から迅速かつ確実な安全確保策を講じることが不可欠である。

市当局においては、これまでも防護柵の設置支援や粘り強い追い払い、地域住民への丁寧な注意喚起など、クマレンジャーや捕獲従事者等の関係者と共に現場に寄り添いながら、地域の安全確保に向けて努力を重ねてこられた。こうした関係者の迅速かつ真摯な取り組みは、地域住民の安心を支える上で評価されるべきものである。

しかしながら、広島県の「第二種特定鳥獣管理計画」による一律の規制が存在するため、本市独自の判断だけでは、迅速な捕獲に踏み切りづらいという制度上の課題もある。こうした課題を解消し、市民の尊い生命と身体、そして地域社会の基幹産業を守り抜くためには、本市が現場で円滑かつ迅速に対応できるよう、広島県において必要な環境（制度）が整えられることが不可欠である。

よって、本市議会は、市当局がこれまで積み上げてきた実績を踏まえつつ、次の事項について一丸となって取り組むよう強く求める。

- 1 広島県に対して、「第二種特定鳥獣管理計画」の改正にあわせて捕獲規制の弾力的な運用改善を強力に働きかけること。また、作木町をはじめとする本市北部地域を「緊急に重点対策を講じるべきエリア」として位置づけ、財政的・技術的に必要な支援の強化を求めること。
- 2 クマレンジャーや捕獲従事者に対し、安全確保のための装備品配備や処遇改善、負担軽減に向けた支援策を県と連携し、さらに強化すること。あわせて、出没を抑制するための地域環境の整備などの獣害抑止策を拡充するとともに、梨をはじめとする果樹等の食害による精神的・経済的負担を抱える農家や地域住民の不安を解消するため、これまで以上の包括的な支援を講じること。

以上、ここに決議する。

令和8年（2026年）9月14日

三 次 市 議 会

令和8年（2026年）9月25日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 鈴 木 深由希

〃 横 光 春 市

〃 弓 掛 元

〃 掛 田 勝 彦

〃 徳 岡 真 紀

〃 山 田 真一郎

〃 竹 田 恵

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める
意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先
内閣総理大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長

発議第 9 号

核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を求める
意見書（案）

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は令和 3 年 1 月 22 日に発効し、本年で 5 年を迎える。これまでに締約国会議が 3 回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核兵器廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして令和 8 年 11 月には、発効後初となる第 1 回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、「核なき世界」に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらす、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国であるわが国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で我が国は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加は、我が国が核兵器廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性

を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に我が国が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながる。

よって、国会及び政府においては、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）9月25日

三 次 市 議 会

令和8年（2026年）9月25日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 宍 戸 稔

〃 伊 藤 芳 則

〃 重 信 好 範

〃 藤 岡 一 弘

〃 月 橋 寿 文

〃 國 重 清 隆

〃 片 岡 宏 文

三次市作木町等におけるクマ被害対策への重点的支援及び対策強化
を求める意見書（案）

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先
広島県知事

発議第 1 0 号

三次市作木町等におけるクマ被害対策への重点的支援及び対策強化
を求める意見書（案）

本年、三次市北部においてクマの出没が相次いでおり、特に作木町では居住区域への出没が例年を大きく上回る状況となっており、それに伴い地域の特産品である梨に甚大な被害が発生している。これまでもある程度の被害は見られたが、本年度の状況は極めて深刻である。収穫期の梨が繰り返し被害に遭うことで、生産者に多大な経済的損失を与えているだけでなく、今後の営農継続や産地維持への悪影響が強く懸念される。また、地域住民はいつクマに遭遇するか分からないという強い不安を抱えており、農作業はもとより、散歩や日常の外出さえためらわざるを得ない状況にある。

さらに、クマが夜間だけでなく日中にも出没し、集落やその周辺で目撃されるなど、生命や身体への危険が現実味を帯びている。

クマの行動範囲は市町の行政区域を越えるものであり、その生息状況の把握や適切な個体数管理、捕獲体制の確保を市町単独で対応することには限界がある。人の生活圏にクマが出没し、危害を防止するための緊急対応が必要となった場合には、現場の状況を的確に把握し、県、市、警察、捕獲従事者などの関係機関が緊密に連携して迅速に対応することが極めて重要である。また、人的被害が発生してからでは遅いため、これら関係機関が平時から役割分担と連携体制を明確にし、緊急時に直ちに対応できる体制を構築しておく必要がある。

よって、広島県においては、地域住民の生命と安全を守ることを最優先に、三次市と緊密に連携し、次の事項について早急に措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 三次市作木町をはじめとする本市北部地域を「緊急に重点対策を講じるべきエリア」として位置付け、財政面及び技術面における重点的な支援を行うこと。

- 2 国とともに、クマの生息状況を的確に把握し、行政区域を越えた広域的な個体数管理及び捕獲対策の強化を図ること。
- 3 人的被害を未然に防止するため、緊急対応体制の強化を図ること。
- 4 営農継続を可能とするために、クマ出没を抑制するための地域環境の整備などの獣害抑止策の支援を強化すること。
- 5 地域における捕獲体制の維持に向け、捕獲従事者の確保・育成に対する支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）9月25日

三 次 市 議 会

令和8年（2026年）9月25日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 小 田 伸 次

〃 保 実 治

〃 藤 井 憲一郎

〃 新 田 真 一

〃 増 田 誠 宏

〃 中 原 秀 樹

〃 細 美 克 浩

公立小中学校の体育館等への空調設備の整備促進を求める
意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣

国土強靱化担当大臣

衆議院議長

参議院議長

発議第 1 1 号

公立小中学校の体育館等への空調設備の整備促進を求める意見書（案）

近年、全国的に夏の猛暑が災害級となることが常態化している。児童生徒は身体機能の発達途上にあり、大人と比較して熱中症などの健康被害を受けやすいことから、学校施設における空調設備の設置は急務となっている。

体育館等は、平時には地域の子どもたちの健やかな成長を促す教育やスポーツの場であると同時に、万一の災害時には地域の安全を守る最前線の指定避難施設として、住民の生命を守る極めて重要な役割を果たしている。

しかし、文部科学省の調査によると、全国の公立小中学校における普通教室への空調設備設置はほぼ完了しているものの、避難所指定校における体育館・武道場への設置率は全国平均で 33.1%にとどまっており、未だ多くの施設で未整備の状況にある。

そのため、令和 8 年熊本地震においては、猛暑下における避難所での空調設備の重要性が改めて顕在化したように、頻発・激甚化する自然災害による避難生活が長期化する傾向にある中、避難所における過酷な温熱環境は、災害関連死を招く一因ともなり得るため、空調設備設置の加速化はますます重要性を増している。

政府は「第 1 次国土強靱化実施中期計画」において、令和 17 年度までに設置率 100%とする目標を掲げ、令和 7 年度補正予算でも「学校施設環境改善交付金」による特例的な財政支援を講じているが、目標達成には地方自治体に対するより一層の強力な支援策が不可欠である。

また、体育館等は構造上規模が大きく、設置費用のみならず、導入後のランニ

ングコストや維持管理費の負担が極めて重いことから、財政状況の厳しい地方自治体において、予算確保と整備計画の推進は容易ではない。

よって、国においては、公立小中学校の体育館等への空調設備の整備を真に加速化させるため、下記事項について実効性のある財政措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 「学校施設環境改善交付金」等における体育館等への空調設備設置工事に関し、地方自治体の財政負担を軽減するため、補助率の引上げおよび国庫補助上限額の引上げを行うこと。
- 2 設備導入後の電気料金等のランニングコストや定期的な点検・修繕といった維持管理費について、地方交付税措置の拡充などを含めた十分な財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）9月25日

三 次 市 議 会

令和8年（2026年）9月25日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 鈴 木 深由希

〃 横 光 春 市

〃 弓 掛 元

〃 掛 田 勝 彦

〃 徳 岡 真 紀

〃 山 田 真一郎

〃 竹 田 恵

持続可能な公共交通、教育に係る保護者負担の軽減に対する地方財政
確保を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣

国土交通大臣

文部科学大臣

少子化対策担当大臣

衆議院議長

参議院議長

発議第 1 2 号

持続可能な公共交通、教育に係る保護者負担の軽減に対する地方財政
確保を求める意見書（案）

現在、地方公共団体は、急激な少子高齢化のもと、持続可能な地域社会の活性化に向け、こども・子育て支援や地域医療の確保対策、公共交通の確保、防災・減災の取組の強化、多発化する大規模災害への対応など、多くの課題を抱えている。

特に、こども・子育て支援の充実、地方における地域公共交通の確保は、喫緊の課題であり、取り巻く情勢は年々厳しさを増している。

2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、持続可能な地域社会の活性化に向け、地方の実情を的確に踏まえるとともに、物価高騰等に伴う行政コストの増大を反映するなど、厳しさが増している地方公共団体を支援するため、次の事項において、より一層の積極的な財源確保による安定的な地方財政運営が実現できるよう求める。

記

- 1 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通については、持続可能な公共交通の維持に向け、地方公共団体の負担軽減に向けた財政支援を講じること。
- 2 中学校の給食無償化に当たっては、各地方公共団体の負担に基づいて取り組

まれているが、全ての地方公共団体で実施できるよう財政的措置を講じること。
あわせて、教育にかかる費用について、保護者負担が軽減されるよう十分な財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）9月25日

三 次 市 議 会

令和8年（2026年）9月25日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 宍 戸 稔

〃 伊 藤 芳 則

〃 重 信 好 範

〃 藤 岡 一 弘

〃 月 橋 寿 文

〃 國 重 清 隆

〃 片 岡 宏 文

米価の急激な下落への対策と持続可能な米生産を求める意見書（案）
の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長

発議第 1 3 号

米価の急激な下落への対策と持続可能な米生産を求める意見書（案）

令和 8 年産米をめぐっては、全国各地で農業協同組合等が生産者に支払う概算金が前年度を大幅に下回る水準となっており、米価の急激な下落が強く懸念されている。

本県においても、令和 8 年産コシヒカリの概算金が玄米 6 0 キログラム当たり 15,600 円とされ、前年の 26,000 円から大幅に引き下げられたところである。

一方、肥料、農薬、燃料、農業資材、農業機械などの価格は高止まりしたままであり、米価の急激な下落は生産者の経営を著しく圧迫し、営農意欲を消失させる深刻な事態を招きかねない。

特に、本市をはじめとする中山間地域では、高齢化や担い手不足が深刻化する中、条件不利地であっても農業者が水田を守り、地域農業と農村社会を支えている。米価が生産コストを下回る状況が続けば、離農や耕作放棄地の増加に歯止めがかからなくなり、地域社会の崩壊や国土保全機能の低下に直結する。

そもそも水田は、主食である米を生産する場であるだけでなく、国土の保全、水源の涵養、洪水の防止、さらには豊かな農村景観の形成など、多面的な機能を有している。

したがって、米づくりを守ることは、我が国の食料安全保障のみならず、地域社会と国土そのものを守ることに他ならない。

また、昨年の米不足とそれに伴う価格高騰、そして一転して今回の急激な価格下落という変動は、生産者、消費者双方に大きな不安をもたらしている。将来にわたり国民への米の安定供給を確保するためには、短期的な変動に左右されることなく、生産者が安心して米づくりを継続でき、消費者も適正かつ安定した価格

で購入できる環境を整備することが不可欠である。

よって、国及び政府におかれては、主食である米の重要性を鑑み、次の事項について早急に具体的な対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 令和８年産米の価格及び需要動向を的確に把握し、米価の急激かつ過度な下落によって生産者の経営継続が困難になることがないよう、市場の実態に即した機動的な需給調整を行うこと。
- 2 政府備蓄米については、本来の目的に沿った緊急時の適切な運用を通じて、需給と価格の安定に真に資する制度とすること。
- 3 肥料、燃料、農薬、農業機械等の生産コストの上昇を適切に反映し、農業者が将来にわたって再生産可能な所得を確保できるよう、実効性のある法的な価格形成の仕組みの構築及び経営安定対策を講じること。
- 4 米価が生産コストを大幅に下回る事態に備え、農業者の経営を直接下支えする仕組みを構築するとともに、所得減少に対する十分な財政支援を講じること。
- 5 中山間地域においては、米価下落による離農や耕作放棄地の増加が地域社会の維持そのものを危うくすることから、中山間地域等直接支払制度をはじめとする多面的な支援制度の一層の拡充・強化を図ること。
- 6 米の需要量、在庫量、生産量等について精度の高い中長期的な需要見通しを早期に提示するとともに、生産者が安心して持続的な営農計画を立てることができる、安定的かつ抜本的な米政策を確立すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年（２０２６年）９月２５日

三 次 市 議 会